

**指宿広域市町村圏組合
公共施設等総合管理計画
(廃棄物処理施設長寿命化計画書)**



平成 30 年2月

指 宿 広 域 市 町 村 圏 組 合

目 次

第1章 計画策定の目的	1
第2章 圏域内人口の現況と今後の見通し	2
1 圏域内人口の現況と推移	2
2 圏域内人口の今後の見通し	3
第3章 公共施設等の概要	4
1 組合施設の現況	4
(1) ごみ処理施設の概要	4
(2) し尿処理施設の概要	7
(3) 最終処分場の概要	8
(4) その他の施設	9
第4章 施設の合理化と広域化の取り組み	10
1 ごみ処理施設	10
2 し尿処理施設	12
3 最終処分場	13
4 その他の施設	14
第5章 公共施設等の今後の更新・除却計画	16
1 廃棄物処理施設の更新・除却計画	16
2 施設ごとの更新・除却計画	17
(1) ごみ処理施設	17
(2) し尿処理施設	18
(3) 最終処分場	20
(4) その他の施設	20
第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
1 計画期間	21
2 公共施設の情報管理体制	21
3 現状及び課題を踏まえた施設管理の基本的事項	21
(1) 耐震化・安全確保、長寿命化の実施方針	21
(2) ごみ処理施設の点検・維持管理・更新等に関する事項	21
(3) し尿処理施設の点検・維持管理・更新等に関する事項	22
(4) 最終処分場の点検・維持管理・更新等に関する事項	23
第7章 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費及び財源見込み	24
1 当組合業務の財源措置について	24
2 公共用施設の更新・除却に係る費用・財源について	25
3 中長期の維持管理費用・財源について	25
4 施設ごとの整備・補修計画	26
(1) ごみ処理施設に係る主要機器の更新・整備計画	26
(2) し尿処理施設wに係る主要機器の更新・整備計画	28
(3) 管理型最終処分場に係る主要機器の更新・整備計画	30

第1章 計画策定の目的

当組合は、指宿市と南九州市の二つの市で構成された一部事務組合で、共同処理する事務の内容は、ごみ処理及びし尿処理であり、指宿市の全域と南九州市のうち顚娃町のエリアを処理対象地域としている。

これらの共同処理を行うため、ごみ処理施設（焼却施設、リサイクル施設、ストックヤード等）、一般廃棄物最終処分場、し尿処理施設を保有し、各施設の維持管理業務を担っている。

また、近年し尿処理施設については、老朽化と合併処理浄化槽の普及に伴う処理能力の不足、ごみ処理については著しい老朽化の進行、最終処分については圏域内に適切な処分場を保有していない等の課題が深刻となり、それぞれの整備計画を策定し、計画に沿った施設の更新を図ってきている。

整備計画策定の際は複数の施設を統合し、より広域的な処理を行うことによって効率化を図ることや直営から包括委託への切り替えにより民間のノウハウを活用するとともに、コストの低減を図ることを念頭に進めてきている。

その結果として、平成 24 年度には、指宿し尿処理施設と開聞し尿処理施設の二つの施設で行っていたし尿処理を一元化し、指宿広域汚泥リサイクルセンターが稼働開始した。

また、平成 27 年 12 月からこれまで県外の施設で処分してきた焼却残さや飛灰等を埋め立てる管理型最終処分場を稼働させ、適切な圏域内での処分に努めてきている。

現在は老朽化の進行した顚娃ごみ処理施設や指宿市が単独で運転管理していた指宿市清掃センターの圏域内に二つ存在した施設をより広域的かつ効率的に処分するため、当組合において指宿広域クリーンセンターを平成 29 年 4 月に稼働開始したところである。

この指宿広域クリーンセンターについては、開業と同時に運転管理を包括委託とすることで、民間の持つ専門的な知識とサービスを活かせるようソフト面の充実も図っている。

当組合の懸案事項であった施設の老朽化や処理能力の不足は、現在では解消されてきているが、これら廃棄物処理施設については、適正な維持管理や補修・改造、更新に努めなければ、施設周辺の住民に不安を与えると同時に、環境への負荷や業務の停滞による住民生活への影響が懸念される。

一方、当組合の業務に係る財源は、主に関係市の負担金となっているが、指宿市及び南九州市においては、高齢化、過疎化の進行とともに厳しい財政状況となっていることから、いかに効率良く施設の更新・統廃合・長寿命化を進めていくかが重要な課題となっている。

このため、当組合における施設の適切な配置や規模等のあり方を検討し、将来にわたって施設のマネジメント計画を作成することにより、廃棄物処理施設としての適性機能を維持しつつ、効率的で効果的な施設配置を実現するために本計画を策定し、組合保有施設のライフサイクルコスト低減に努めることとした。

第2章 圏域内人口の現況と今後の見通し

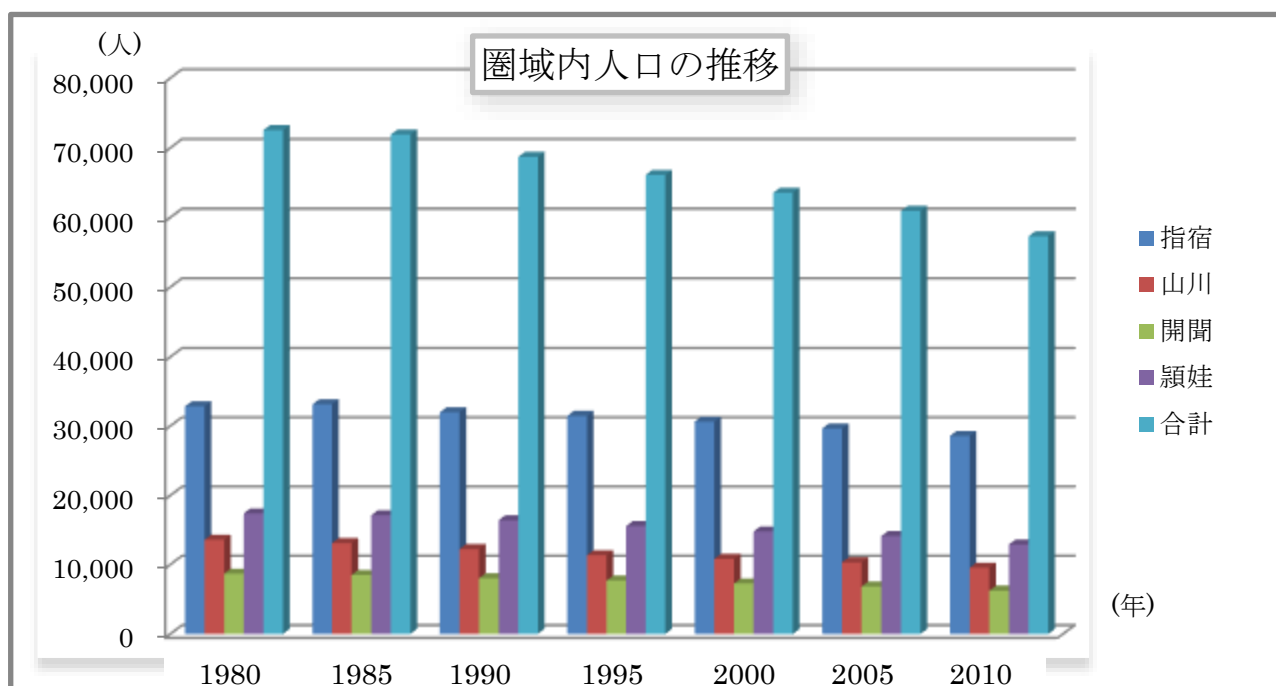
1 圏域内人口の現況と推移

圏域内の人口は、1955年をピークに逐次減少傾向にあり、昭和50年代に入り減少率は鈍化したものの、その後も減少傾向は続き、1995年の66,104人が2010年には57,313人と、15年間で8,791人減少している。

一方、世帯数は1995年25,185世帯、2010年24,444世帯で、1世帯あたりの人数は1995年が2.62人、2010年は2.34人となっており、核家族化が進んでいる。

○地域別人口・世帯数の推移（資料：国勢調査）

区 分		指宿市	山川町	開聞町	穎娃町	圏域合計
1990 年	人 口	32,008	12,237	8,047	16,407	68,699
	世帯数	11,967	4,323	2,791	5,791	24,872
1995 年	人 口	31,473	11,354	7,702	15,575	66,104
	世帯数	12,263	4,326	2,783	5,813	25,185
2000 年	人 口	30,640	10,835	7,275	14,795	63,545
	世帯数	12,487	4,362	2,720	5,666	25,235
2005 年	人 口	29,646	10,327	6,847	14,126	60,946
	世帯数	12,564	4,424	2,740	5,453	25,181
2010 年	人 口	28,584	9,560	6,252	12,917	57,313
	世帯数	12,414	4,209	2,587	5,234	24,444



2 圏域内人口の今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の予測値によると、当圏域の人口は今後も減少傾向にあり、年齢別人口構成の推移については、14歳以下の年少人口が年々減少し、65歳以上の老年人口が増加、今後も少子・高齢化の傾向が続くものと考えられる。

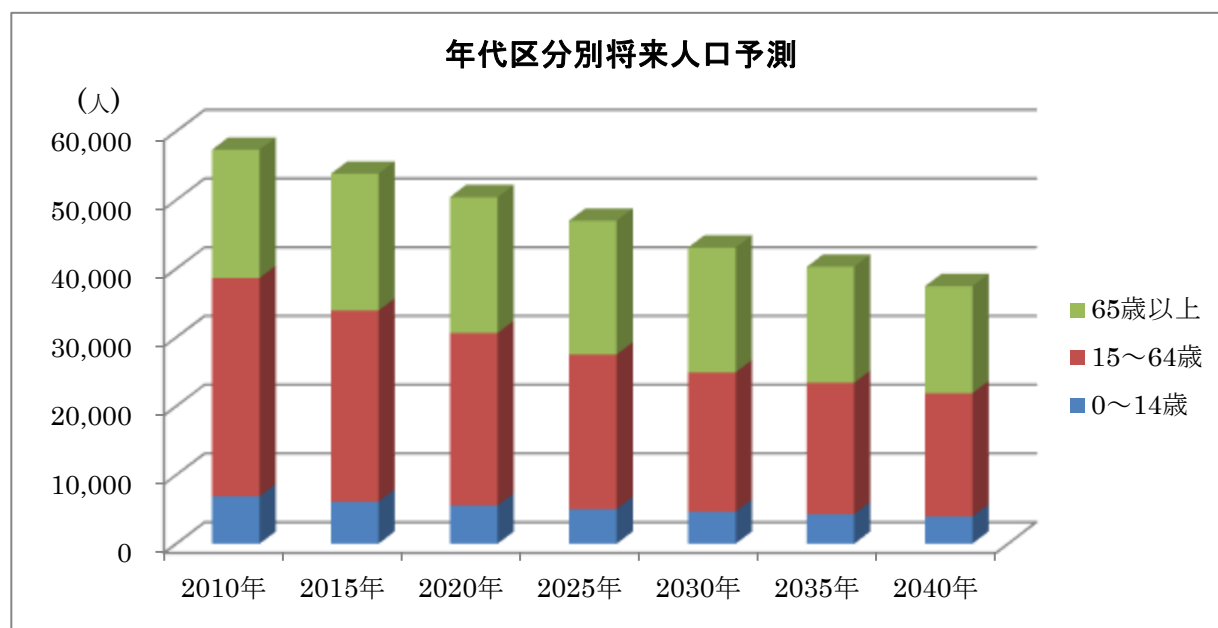
今後の施設整備に当たっては、将来の人口予測等を考慮した上で、適正な配置や規模を慎重に精査する必要がある。

しかし、当地域は豊かな自然環境と豊富な温泉資源に恵まれた国内有数の観光地であり、海外からのインバウンドも増加傾向にあることから、廃棄物処理施設配置や規模については、これらの要素も加味する必要がある。

○ 年代区分別将来人口予測

区 域	年齢区分	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
圏域人口	0～14 歳	6,909	6,121	5,563	5,027	4,646	4,299	3,958
	15～64 歳	31,735	27,784	25,077	22,487	20,266	19,109	17,913
	65 歳以上	18,669	19,921	19,777	19,475	18,157	16,874	15,597
	合 計	57,313	53,826	50,418	46,989	43,069	40,282	37,468
指宿市	0～14 歳	5,372	4,839	4,443	4,054	3,765	3,497	3,230
	15～64 歳	24,773	21,723	19,652	17,653	16,538	15,427	14,314
	65 歳以上	14,251	15,334	15,308	15,147	14,080	13,082	12,091
	合 計	44,396	41,895	39,403	36,853	34,383	32,006	29,635
頤娃町	0～14 歳	1,537	1,283	1,121	973	881	803	728
	15～64 歳	6,962	6,061	5,425	4,835	3,728	3,682	3,600
	65 歳以上	4,418	4,587	4,469	4,328	4,078	3,791	3,506
	合 計	12,917	11,931	11,015	10,136	8,686	8,276	7,833

※ 2010 年については、国勢調査の数値。2015 年以降は、平成 25 年国立社会保障・人口問題研究所の予測値による。
ただし、頤娃町の区域及び予測値の公表されていない年については、人口比率や増減率を乗じて算出。



第3章 公共施設等の概要

1 組合施設の現況

本組合が所有する主な公共施設は、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場で、その他これらに付帯する放流管等となっている。

【組合所有施設】

施設区分	施設名称	稼働開始	備 考
ごみ処理施設	指宿広域クリーンセンター	平成 29 年 4 月	竣工：平成 30 年 3 月
し尿処理施設	指宿広域汚泥リサイクルセンター	平成 24 年 4 月	組合事務局併設
最終処分場	指宿広域管理型最終処分場	平成 27 年 12 月	竣工：平成 28 年 8 月
稼働停止施設	指宿し尿処理施設	昭和 42 年 4 月	平成 23 年 3 月廃止
	開聞し尿処理施設	昭和 53 年 4 月	平成 23 年 3 月廃止
	頴娃ごみ処理施設	昭和 54 年 4 月	平成 29 年 6 月廃止

表の組合所有施設のうち、指宿し尿処理施設、開聞し尿処理施設、頴娃ごみ処理施設は、既に稼働を停止しており、今後関係市と協議しながら、順次解体していく予定である。

なお、指宿広域クリーンセンターについては、熱回収施設（焼却施設）、リサイクル施設（破碎施設）は、平成 29 年 4 月に供用開始しているが、資源ごみを保管するストックヤードの完成は平成 30 年 3 月となっている。

(1) ごみ処理施設の概要

① 指宿広域クリーンセンター

施 設 名 称		指宿広域クリーンセンター
施 設 場 所		指宿市十二町4692番地1
敷 地 面 積		14,822㎡
熱回収（焼却）施設	建 物 面 積	3,894.32㎡
	処 理 方 式	准連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	建 設 年 度	平成26～28年度
	処 理 能 力	54t/16h（27t/16h×2基）
	竣 工	平成29年3月
	稼 働 開 始	平成29年4月1日
	総 事 業 費	3,462,372千円
リサイクル施設	建 物 面 積	熱回収施設と合棟
	形 式	高速回転式破碎機、磁選機、アルミ選別機
	建 設 年 度	平成28年度
	処 理 能 力	3T/5H
	竣 工	平成29年3月
	総 事 業 費	703,890千円
	稼 働 開 始	平成29年4月1日

② 潁娃ごみ処理施設(平成 29 年 4 月末稼働停止)

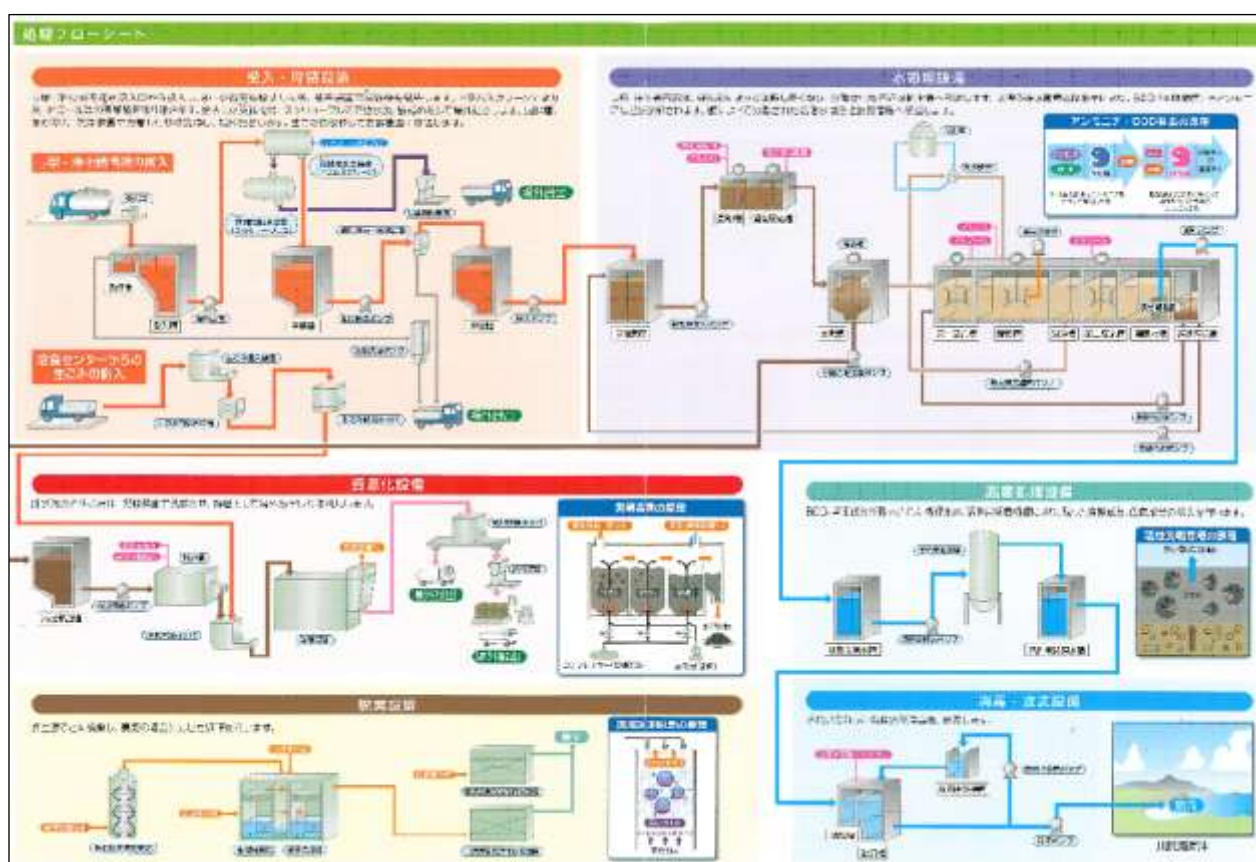
施 設 名 称		潁娃ごみ処理施設
施 設 場 所		南九州市潁娃町郡11,710番地 2
敷 地 面 積		32,583.74 m ²
可 燃 物 処 理 施 設	建 物 面 積	1,333.56 m ²
	処 理 方 式	准連続燃焼式 焼却炉 (ストーカ方式)
	建 設 年 度	昭和52～53年度継続事業
	処 理 能 力	40T/8H (20T/8H× 2 基)
	竣 工	昭和54年 3 月31日
	事 業 開 始	昭和54年 6 月 1 日
	総 事 業 費	591,751千円
	焼却炉・ガス冷却塔改造	平成 6 ～ 7 年度 154,809千円
	排ガス高度処理施設整備	平成 8 ～ 9 年度 695,250千円
粗 大 ご み 処 理 施 設	建 物 面 積	246.55 m ²
	形 式	クボタ型アイダルシュレッダ KE200
	建 設 年 度	昭和54年度
	処 理 能 力	20T/5H
	竣 工	昭和54年11月30日
	総 事 業 費	186,000千円
	事 業 開 始	昭和54年12月 1 日
ス ト ック ヤ ード	建 物 面 積	221.50 m ²
	事 業 開 始	平成12年4月 1 日
	建 設 年 度	平成11年度
	総 事 業 費	13,650千円

(2) し尿処理施設の概要

① 汚泥リサイクルセンター

施設名称	指宿広域汚泥リサイクルセンター	平成24年 4月稼働開始
施設場所	指宿市開聞仙田 711番地4	
敷地面積	8,055 m ²	
延床面積	4,438 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 管理棟：地上2階 処理棟：地上3階、地下2階	
収集区域	指宿・山川・開聞・頤娃地域	
処理方式	水処理：脱窒素処理方式＋高度処理 資源化：生ごみ・汚泥の堆肥化	
処理能力	汚泥等 134kl/日、生ごみ 240kg/日	
建設年度	平成21年～23年度継続事業	
総事業費	2,061,150 千円	
排水施設整備	平成10年度、事業費：339,150 千円	

【処理フロー】



② 指宿し尿処理施設（稼働停止中）

施 設 名 称	指宿し尿処理施設
施 設 場 所	指宿市十二町4357番地3
敷 地 面 積	8,475.96 m ²
収 集 区 域	指宿・山川地域
処 理 方 式	嫌気性加温 2 段消化方式，標準活性汚泥方式
処 理 能 力	36kl/日
建 設 年 度	昭和40～41年度継続事業
総 事 業 費	72,000 千円
排 水 施 設 整 備	平成 10 年度，事業費：339,150 千円

③ 開聞し尿処理施設（稼働停止中）

施 設 名 称	開聞し尿処理施設
施 設 場 所	指宿市開聞仙田 695番地 1
敷 地 面 積	9,683.96 m ²
収 集 区 域	指宿・山川・開聞・顚娃地域
処 理 方 式	嫌気性加温 2 段消化方式，標準活性汚泥方式 凝集沈殿方式
処 理 能 力	60kl/日
建 設 年 度	昭和51～52年度継続事業
総 事 業 費	625,413 千円

(3) 最終処分場の概要

① 増設管理型最終処分場

施 設 名 称	指宿広域管理型最終処分場（増設処分場）	平成 26 年 4 月 稼働開始
施 設 場 所	南九州市顚娃町郡10995番地1	
構 造	鉄骨造，平屋建て	
延 床 面 積	4,770m ²	
埋 立 容 量	33,000m ³	
建 設 年 度	平成23～25年度	
事 業 費	2,329,215千円	

② 再生管理型最終処分場

施 設 名 称	指宿広域管理型最終処分場（再生処分場）	平成27年12月 稼働開始
施 設 場 所	南九州市顚娃町郡10995番地1	
構 造	鉄骨造，平屋建て	
延 床 面 積	5,246m ²	
埋 立 容 量	28,000m ³	
建 設 年 度	平成26～28年度	
事 業 費	661,198千円	

(4) その他の施設

汚泥リサイクルセンター放流管

場 所	種 別	数 量	備 考
指宿市開聞仙田～開聞川尻沖	石綿・VP 管	11,000m	使用中

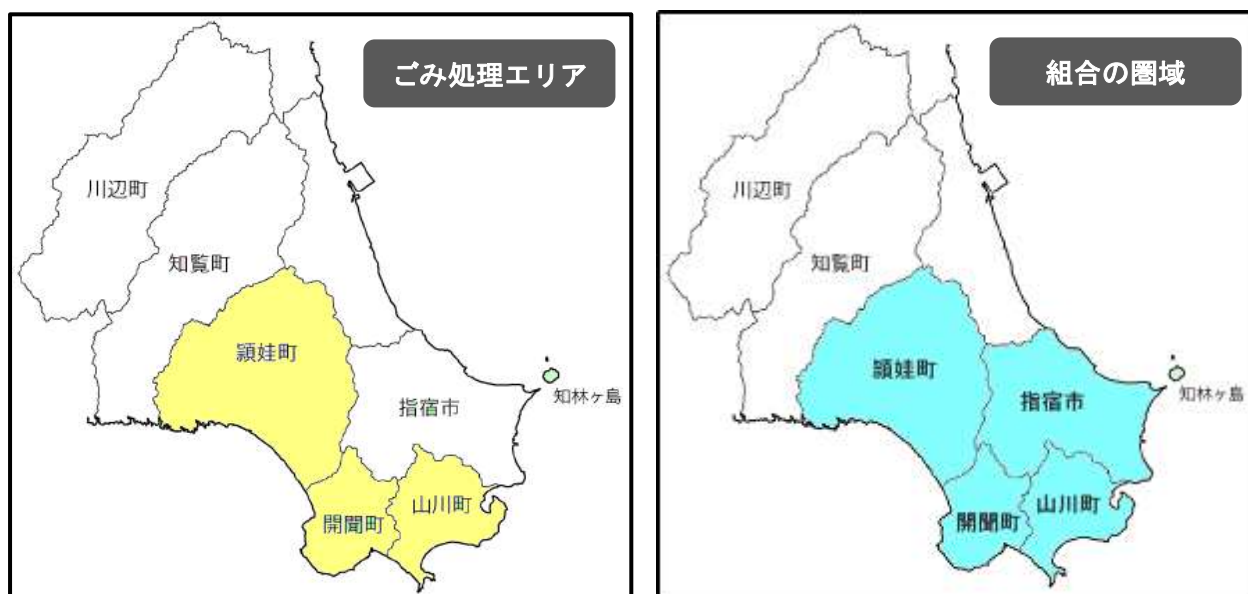
第4章 施設の合理化と広域化の取り組み

1 ごみ処理施設

颯娃ごみ処理施設は、昭和 54 年の稼働開始以来、長寿命化を図るための改造や補修工事を重ね、これまで延命化を図ってきた。しかし、焼却炉や煙突等施設の老朽化が深刻化したため、平成 29 年 4 月末に稼働を停止したところである。

これまでの間、プラントメーカーによる施設の機能検査を毎年度実施した結果、修繕や更新すべき箇所が多く見受けられており、限られた予算の中で、危険を伴うものや焼却施設としての機能に影響を与える恐れのあるものを優先的に実施してきたが、老朽化の進行とともに修繕箇所が増加し、施設の運営面や効率性から見ると、好ましい状況とは言えなくなっていた。

また、市町村合併に伴い、当組合の圏域は、指宿市の全域と南九州市のうち颯娃町となっているが、旧指宿市のごみ処理については、指宿市が単独で焼却施設やストックヤード等を保有している状況であり、圏域内に二つのごみ処理施設が存在し、非効率な状況となっていた。



そのため、関係市と協議を行い、老朽化の著しい颯娃ごみ処理施設と指宿市清掃センターの二つのごみ処理施設を統合し、新たなごみ処理施設を当組合で整備するための「新ごみ処理施設整備基本計画」を平成 24 年 8 月に策定した。

本計画に基づき、圏域内の二つの施設を廃止し、指宿広域クリーンセンターの建設に着手したところである。

【ごみ処理施設整備】

従来のごみ処理施設		
	名 称 顥娃ごみ処理施設	指宿市清掃センター
処理区域	山川・開聞・顥娃地域	指宿地域
所 管	指宿広域市町村圏組合	指宿市
所 在	南九州市 顥娃町 郡	指宿市 十二町
処理能力	40t/8h (20t/8h×2 炉)	30 t /日 (30t/8h×1 炉)
処理方式	准連続燃焼式焼却炉	機械化バッチ燃焼式ストーカ式
建築面積	2,150.54 m ²	538.38 m ²
竣 工	昭和 54 年 3 月	平成 10 年 3 月
稼働停止	平成 29 年 5 月	平成 28 年 12 月
施設解体	平成 30 年度	平成 29 年度

統合

指宿広域クリーンセンター

	名 称	指宿広域クリーンセンター
	処理区域	指宿・山川・開聞・顥娃地域
	所 管	指宿広域市町村圏組合
	所 在	指宿市十二町
	処理能力	[熱回収施設] 54t/日 (27t/16h×2 炉) [リサイクル施設] 3 t /日 (5h)
	処理方式	准連続運転式ストーカ炉
	建築面積	2,971.32 m ²
	建物面積	5,266.41 m ² (管理棟, 渡り廊下, 工場棟, スtockヤード A・B, 洗車場)
竣 工		平成 30 年 3 月

2 し尿処理施設

し尿処理施設は、昭和 42 年に供用開始した指宿し尿処理施設と昭和 53 年に供用開始した開聞し尿処理施設の二つの施設で処理を行ってきたところであるが、施設の老朽化や浄化槽汚泥の処理量の増加に伴い、機能性が損なわれてきたため、平成 24 年に二つの施設を統合する形で「指宿広域汚泥リサイクルセンター」を整備したところである。

また、汚泥リサイクルセンター管理棟に当組合の事務局を併設することで、二つの処理施設と事務局を一つに集約し、施設の合理化と事務の効率化を図ってきたところである。

しかし、集約された指宿し尿処理施設と開聞し尿処理施設は、現在稼働停止中であるが、構成市の財源不足等のため、現在でも施設が残されており、維持管理業務を行わなければならない、これに要する人員・経費が課題になっている。

【し尿処理施設整備】

旧し尿処理施設		
	処理区域	山川・指宿地域
	名 称	指宿し尿処理施設
	所 在	指宿市十二町
	処理能力	36kl/日
	処理方式	嫌気性加温 2 段消化方式＋高度処理
	敷地面積	8475.96 m ²
	建築年度	昭和 40～41 年度
		山川・開聞・顚娃
		開聞し尿処理施設
		指宿市開聞仙田
		60kl/日
		嫌気性加温 2 段消化方式
		9,683.96 m ²
		昭和 51～52 年度

統合

指宿広域汚泥リサイクルセンター

	処理区域	指宿・山川・開聞・顚娃地域
	名 称	指宿広域汚泥リサイクルセンター
	所 在	指宿市 開聞 仙田
	処理能力	134kl/日、生ごみ 240kg/日
	処理方式	脱窒素処理方式＋高度処理
	敷地面積	8,055 m ²
	建築年度	平成 21 年～23 年度

3 最終処分場

昭和 54 年の潁娃ごみ処理施設の稼働開始に伴って焼却施設から排出される焼却灰・飛灰等は、近隣の谷あいにある安定型処分場に埋め立ててきたが、底盤や側壁がなく、また、水処理施設もない不適切な状態となっていたため、平成 11 年からは埋立てを中止し、県外の民間処分場に搬出処分を行ってきた。

そのため、平成 22 年に管理型最終処分場の整備計画を策定し、周辺環境への影響が少ないクローズド型の最終処分場を整備することとなった。この最終処分場については、潁娃ごみ処理施設から排出される焼却灰等を埋立てるとともに、安定型処分場に埋め立ててある焼却残渣を移設し、適正管理することが適切と判断されたことから、平成 26 年 3 月に管理型最終処分場（増設処分場）を整備し、埋立て処理を開始した。

しかし、この処分場については、安定型処分場に埋め立てられていた焼却灰等の量が想定よりも多く、計画より早い段階で埋立て容量に達したため、現在は、最終覆土を行い、埋立廃棄物の早期安定化に向けた処理を行っているところである。

一方、現在ごみ処理場から発生する焼却灰等については、安定型処分場の跡地を管理型最終処分場として再生するための再生処分場を整備し、平成 27 年 12 月に埋立処理を開始したところである。（竣工は、平成 28 年 8 月。）

この処分場については、埋立て期間を平成 42 年度までの 15 年間としているところであるが、埋立容量の増加策を検討するとともに、関係市の協力を得ながら、ごみの減量化に取り組むことで、更に埋立期間を延長できるよう努めることとする。延命化の目標年度としては、現行の平成 42 年度までを平成 44～45 年度までとする。

【最終処分場整備の概要】



4 その他の施設

現在、稼働停止中の指宿し尿処理施設及び開聞し尿処理施設は、水処理方式が古く、し尿を浄化した後の放流水を、その数倍量もの井戸水等で希釈し、薬剤注入により無害化して放流する方式であったため、大量の水を要したことから、冗長化のためにも複数の給水設備が必要であった。

同時に放流量も、大量であったことから、この量に見合う放流管を敷設している。これらの給水管や放流管については、現在もそのままの状況であり、一部については、民有地を借り上げて配管されているものもあることから、今後処分の検討を行う必要がある。

なお、開聞し尿処理施設の放流管は、地元地区との協定により開聞川尻海岸沖の海中まで、総延長約 10km にわたって敷設されているところであり、現在稼働中の汚泥リサイクルセンターの放流管としてそのまま利用されている。しかし、放流管の老朽化が進行していること、敷設距離が長く、維持管理に要する経費がかさむこと、汚泥再生処理センターは、水処理施設を備え、放流水質が格段に向上するとともに、放流量が少なくなったこと等から、地元地区の同意を得た上で、施設から近距離での放流地点の変更や今後の更新のあり方が検討課題となっている。

① 指宿し尿処理施設の給排水設備

場 所	種 別	数 量	地権者数
指宿市十二町 4553 番地ほか	VP 管・75mm	135m	3 人
指宿市十二町 4548 番地ほか	VP 管・100mm	185m	5 人
指宿市十二町 4375 番地	VP 管・50mm	120m	1 人
指宿市十二町 4273 番地	VP 管・150mm	10m	1 人

※
表中
の地
権者
のう

ち 8 人については、平成 29 年度までに契約解除済み。

② 開聞し尿処理施設給水設備

場 所	種 別	数 量	地権者数
指宿市池田 5493-3	ポンプ室	100 m ²	1 人
指宿市開聞仙田 782-1 ほか	VP 管・150mm	200m	1 人

※
平成
29 年

度に合意解約予定。

③ 汚泥リサイクルセンター放流管

場 所	種 別	数 量	地権者数
指宿市開聞仙田～開聞川尻沖	石綿・VP 管	11,000m	公共用地

第5章 公共施設等の今後の更新・除却計画

1 廃棄物処理施設の更新・除却計画

当組合が所管する廃棄物処理施設については、これまでも計画的に施設の更新・除却を進めてきているところであるが、昨今の社会情勢、構成自治体の財政状況に鑑み、今後、更に一層の施設の延命化と適正な更新・除却が求められる。

そのため、本計画に基づき、更なる延命化のためのメンテナンスに努めたうえで、施設の更新と除却を進めていくこととする。

○ 施設の更新・除却計画表

【施設の再編内容】

施設名称	現行の規模・面積	再編内容・計画	再編後の規模・面積	計画年次
穎娃ごみ処理施設	40t/日	指宿広域組合新ごみ処理施設(指宿広域クリーンセンター)に統合	54t/日	平成29年度稼働
指宿市清掃センター※	(30t/日)			
指宿し尿処理施設	36kl/日	指宿広域リサイクルセンターへ統合	8,055 m ²	平成24年度(整備済み)
開聞し尿処理施設	60kl/日			
安定型最終処分場	28,000 m ³	増設管理型最終処分場	33,000 m ³	平成25年度(整備済み)
		再生管理型最終処分場	28,000 m ³	平成28年度(整備済み)

【施設再編に伴う除却計画】

施設名称	現行の規模・面積	内容・計画	計画年次
穎娃ごみ処理施設	40t/日	新ごみ処理施設稼働開始後に撤去。跡地利用については関係市と協議して決定していく。	平成30年度
指宿市清掃センター※	(30t/日)	新ごみ処理施設稼働開始後に撤去。跡地に組合において資源ごみストックヤードを整備。	平成28～29年度
指宿し尿処理施設	36kl/日	現在、利用停止しており、なるべく早い段階で撤去。跡地利用については関係市と協議して決定していく。	平成32～35年度
開聞し尿処理施設	60kl/日		
安定型最終処分場	28,000 m ³	埋設物は移設済み。跡地は再生管理型最終処分場として活用。	平成28年度

※ 指宿市清掃センターは、平成29年1月以降に指宿市より譲渡を受け、当組合にて解体整地し、その跡地に資源ごみ保管のためのストックヤードを建設する。

2 施設ごとの更新・除却計画

(1) ごみ処理施設

ごみ処理施設については、当組合が所管する「颯娃ごみ処理施設」と指宿市が所管する「指宿市清掃センター」が組合圏域内にあるが、両施設とも老朽化の進行とともに、維持管理経費の増高及び安心安全な施設としての懸念がある。

そのため、平成 29 年度に指宿広域クリーンセンターを稼働開始させたいうえで、旧施設の解体撤去を行い、施設の合理化、運営の効率化を図ることとした。

	
指宿市清掃センター 平成 28 年 12 月稼働停止 平成 28～29 年度解体撤去	颯娃ごみ処理施設 平成 29 年 4 月稼働停止 平成 30 年度解体撤去



【指宿広域クリーンセンター】

平成 29 年 4 月稼働開始・平成 30 年 3 月竣工

ごみ焼却施設（指宿広域クリーンセンター）の次期更新については、5年間をⅠ期として試算を行った結果、次の表のとおりとなった。

Ⅰ期 (2017~2021)	Ⅱ期 (2022~2026)	Ⅲ期 (2027~2031)	Ⅳ期 (2032~2036)	Ⅴ期 (2037~2041)	Ⅵ期 (2042~2046)
330	730	1,010	730	850	1,170

なお、一般的な焼却施設の例を参考に各期の最終年度に大規模改修、第Ⅲ期及び第Ⅵ期に基幹改良が必要なものとして試算している。

第Ⅰ期から第Ⅴ期の維持管理経費は、約36億5千万円、第Ⅱ期から第Ⅵ期までの維持管理費は約44億9千万円となることから、当初計画していた20年間の稼働期間だと、建設費約44億円よりも維持管理経費の方がコスト高となる。

そのため、計画的に適切な機械設備の点検整備に努めることで、第Ⅵ期まで長寿命化を図り、その後施設の更新を行うものとする。

第Ⅴ期から第Ⅵ期まで延命化を図った場合、その間の維持管理経費は約44億9千万円と試算され、建設費の44億円よりもコスト高に転じることから、第Ⅵ期終了時点で施設の更新を図るものとする。

(2) し尿処理施設

し尿処理施設については、当組合の圏域をすべてカバーする形で、平成24年4月に「指宿広域汚泥リサイクルセンター」が稼働開始しているが、処理水の放流管については、隣接地の既存施設である「開聞し尿処理施設」の老朽化した放流管を延長約10kmにわたって現在も利用していることから、放流管の維持管理が課題になっている。

汚泥リサイクルセンターは水処理施設を備え、放流水の水質や水量が従前と比較すると、格段に改善されたことから、今後、地元地区の住民等の理解をいただきながら、放流地点を施設近傍に変更することで、管路を短縮し、維持管理の効率化を検討する。

また、従前の「指宿し尿処理施設」及び「開聞し尿処理施設」は、稼働停止した状態でそのまま残されており、施設の管理作業等の負担が発生しているため、これらの施設については、解体撤去を進めることとする。

し尿処理施設（指宿広域汚泥リサイクルセンター）の次期更新については、ごみ処理施設と比較してプラントの経年損傷が少なく、有害物質も発生しないことから、当初計画では稼働期間を25~30年と想定していたが、適切な維持管理や民間のノウハウを活かした長期包括的運転管理業務委託を進めることで、30~35年間の稼働期間を目標とする。



【開聞し尿処理施設】



【指宿し尿処理施設】



【指宿広域汚泥リサイクルセンター】

平成 24 年 4 月稼働開始

(3) 最終処分場

最終処分場については、旧安定型処分場跡地を有効活用する目的で、まず、管理型最終処分場（増設処分場）を整備し、安定型処分場の焼却灰等の埋立物を掘り起こし、減容化を行い、増設処分場に移設したうえで、跡地に更に管理型最終処分場（再生処分場）を整備することで、周辺環境への悪影響の改善と旧安定型処分場の跡地を活用した効率的施設整備に努めてきた。

増設処分場は、安定型からの移設物で既に埋立が終了し、現在は安定化のための水処理等に努めている状況である。

再生処分場への埋め立て状況は、平成 25 年から 40 年までの 15 年間を埋立期間と計画しているが、関係市と協力してごみの減量化と資源化に努め、最終処分量を減量化することで、18～20 年間まで延命化が図られるよう努めることとする。

(4) その他の施設

指宿し尿処理施設の給排水については、経費を考慮しつつ撤去等の対応を講じる。

開聞し尿処理施設の給水設備については、今後使用する目途がないことから、当組合において撤去し、地権者に用地の返却を行う。

また、給水管については、指宿し尿処理施設と同様に地権者や構成市と協議しながら処分を検討する。

汚泥リサイクルセンターの放流管については、総延長が約 11 キロメートルに及び維持管理に要する業務や経費が大きいことから、地元地区等に理解を求めた上で、より近い部分での河川等への放流により、維持管理経費の節減が図られるよう努めることとする。

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

汚泥リサイクルセンターについては、平成 24 年 4 月に稼働開始し、新ごみ処理施設は、平成 29 年度の稼働開始を計画している。また、管理型最終処分場（増設処分場）については、平成 26 年度に稼働開始し、平成 27 年度には再生処分場が稼働開始している。

これらの施設については、今後、長寿命化のための施設の維持管理に努める必要がある一方で、最終処分場については、15 年後の平成 42 年度で埋立て終了となる予定であることから、新たな施設を設置する必要がある。

以上を考慮して、本計画の期間は、計画策定年度から平成 42 年度までの 15 年間とし、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 公共施設の情報管理体制

現在、本組合の所有する施設は、通常の運営・維持管理については、それぞれに責任者を配置して行われている。しかし、施設の長寿命化に関することや今後の計画については、総合的に管理していく必要があることから、情報の管理・集約、今後の方針等については、組合事務局において、各施設の状況をヒアリングしながら一元的に実施していくこととする。

3 現状及び課題を踏まえた施設管理の基本的事項

(1) 耐震化・安全確保、長寿命化の実施方針

建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和 56 年 6 月に導入されているが、指宿し尿処理施設及び開閉し尿処理施設については、それ以前に建築されたものであることや合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の発生量の増大に伴って、両施設の処理能力が不足してきたこと等からこれらの施設は廃止し、平成 24 年度に指宿広域汚泥リサイクルセンターを整備したところである。

また、管理型増設最終処分場については、耐震基準に基づく設計により施工されており、安全性は確保されている一方で、穎娃ごみ処理施設については、老朽化が進行していることから、平成 30 年度に施設の解体・撤去を行うものとする。

(2) ごみ処理施設の点検・維持管理・更新等に関する事項

平成 28 年度までは、当組合が所管している穎娃ごみ処理施設の維持管理が必要となるが、施設の安定稼働や周辺環境への影響、住民不安への対応を目的として、次のとおり計画的に点検・診断等を実施するものとする。

- 焼却設備点検清掃 年 1 回
- 公害監視計検査・整備 年 1 回
- ごみ質・水質・ダイオキシン類等測定 年 1 回
- 穎娃町郡地区水源及び施設水源原水検査 年 1 回
- 作業環境測定検査 年 1 回
- その他点検等の結果に基づき必要な修繕 随時

ごみ処理については、平成 29 年に竣工を予定している新ごみ処理施設の整備により、圏域内で発生するごみ処理を一元的に行えることとなることから、施設の合理化が図られる。

なお、ごみ処理施設は主に建築物（躯体）とプラントからなるが、整備に当たっては、今後の維持管理や長寿命化のためには、その整合性が不可欠であるため、建設部門とプラント部門とを交えた総合的な協議を行う場を設けることとする。

平成 29 年度以降の施設の維持管理については、専門性を高めるとともに、事務の効率化・コスト削減を目的として、長期包括的運転管理業務を外部委託することにより民間活力の導入を図っている。

潁娃ごみ処理施設については、施設の老朽化が進行しており、特に煙突は高さが約 50 メートルあり、台風時や強風時には放置すると危険性を伴うことから撤去する必要がある。また、焼却炉や排気設備、焼却灰処理施設等については、ダイオキシンや重金属類が付着している可能性があることから、周辺環境に影響を与えないよう適正な処理が求められる。

また、潁娃ごみ処理施設のストックヤードについては、新たなごみ処理施設が指宿市であることから、潁娃町区域からは遠方となるため、南九州市と協議し、潁娃町のごみ中継施設として活用している。

(3) し尿処理施設の点検・維持管理・更新等に関する事項

し尿処理施設については、汚泥リサイクルセンターが平成 24 年に稼働開始しており、これまで特に大きな問題はなく、安定的に稼働している状況である。

今後、施設の老朽化に伴う維持管理コストの増高、施設の延命化を図るために、次のとおり点検や維持管理に努める。

- 各貯留槽内清掃 年 3 回
- 放流水水質検査 外部検査 年 2 回、内部検査 随時
- 汚泥発酵肥料分析 年 1 回
- 階段昇降機性能検査 年 1 回
- 臭気物質分析 年 1 回
- 高分子凝集剤等の機能性検討 随時
- 使用する薬品類、使用料の適正化 随時
- 活性炭、分離膜等の交換頻度の検討 随時

また、維持管理に関するノウハウを蓄積することで、コスト低減や施設の延命化のための工夫を行っていく方針であるが、将来的には長期包括的運転管理業務委託を検討する。

なお、利用を停止している、「指宿し尿処理施設」及び「開聞し尿処理施設」並びにこれらに付帯する給排水管等の処分・活用が検討課題となっていることから、平成 32～33 年度を目途に除却することで、関係市を交えた協議を進める。

(4) 最終処分場の点検・維持管理・更新等に関する事項

最終処分場については、増設処分場が稼働中であり、次のとおり点検・維持管理業務を行うものとする。

- 放流水・監視用井戸等水質検査 年2回
- 残余容量測定点検 年1回
- キレート処理委託 年1回
- 消防設備点検 年1回
- 機械警備委託 年1回

増設処分場は、埋立てが平成27年度中に完了し廃棄物の早期安定化へ向けて処理が行われているところであり、現在は、再生処分場において埋立処分している。この再生処分場は、これまで安定型処分場として、単に焼却灰等を埋立ててきているが、底盤や遮水壁、水処理施設がなく、周辺環境への影響が懸念されていたために、埋設物を掘り起こして増設処分場に移設し、跡地を管理型最終処分場として再生したものである。

再生処分場は平成28年度に竣工し、増設処分場を含めた埋立て期間は15年間を予定している。埋立て完了後は、施設の更新が必要となってくるが、設置場所の選定、地域住民の同意、生活環境影響調査、施設設置に関する届出など事務量が多く、また、多額の財源が必要となることから、再生処分場の延命化を図ることが重要である。

そのためには、圏域内におけるごみの減量化や燃えないごみの混入を防ぐことが不可欠となることから、関係市と連携して資源ごみの分別の徹底や生ごみ処理機器の導入促進等によるごみの減量化対策に努めることとする。

第7章 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費及び財源見込み

1 当組合業務の財源措置について

当組合は、指宿市と南九州市頤娃町のエリアのごみ処理及びし尿処理業務を行う一部事務組合であることから、通常の業務運営に係る主な財源は、両構成市からの負担金で賄われており、申し合せ（組合規約）による財源の負担割合は次のとおりとなっている。

経費区分	経費内容	負担区分・割合		構成市負担割合	
運営事務費	議会費，総務費， 予備費，その他経費	基本割	20%	指宿市	3/4
				南九州市	1/4
		人口割	80%	指宿市	直近の国調人口で 按分
				南九州市	
し尿処理場費	設置及び管理運営に関する経費	人口割	30%	指宿市	直近の国調人口で 按分
				南九州市	
		処理量割	70%	指宿市	前年度以前の3年 間の処理量で按分
				南九州市	
ごみ処理場費	管理運営に関する経費	人口割	50%	指宿市	直近の国調人口で 按分
				南九州市	
		処理量割	50%	指宿市	前年度以前の3年 間の処理量で按分
				南九州市	
	設置に関する経費	基本割	45.06%	指宿市	管理運営に関する 経費の割合で按分
			54.94%	南九州市	
		指宿市が負担			
管理型最終処分場費	設置に関する経費	基本割	73.77%	指宿市	ごみ処理場費の管理運営に関する経費の割合で按分
				南九州市	
			26.23%	指宿市が負担	
	管理運営に関する経費	基本割	45.9%	指宿市	ごみ処理場費の管理運営に関する経費の割合で按分
				南九州市	
			54.1%	指宿市	顕娃ごみ処理施設排出分は，ごみ処理場費の管理運営に関する経費の割合で按分
				南九州市	
		指宿市	指宿市清掃センター排出分は，指宿市が負担		

2 公共用施設の更新・除却に係る費用・財源について

計画している施設の更新や除却に要する財源については、一般財源（組合規約に定める構成市からの負担金）のほか、循環型社会形成推進交付金等の交付金や起債により対応する。

【施設の更新・除却に係る費用・財源計画】

（単位：百万円）

年 度	区分	施 設 名 称	費 用	財 源 内 訳		
				一般財源	交付金	起 債
平成26～29年度	更新	指宿広域新ごみ処理施設	4,374	408	1,245	2,721
平成28年度	除却	安定型最終処分場	—	—	—	—
平成31年度	除却	額娃ごみ処理施設	259	125		134
平成32～33年度	除却	指宿し尿処理施設	160	160	—	—
平成32～33年度	除却	開聞し尿処理施設	180	180	—	—

※ 除却費用については、平成25年度総務省調査結果による全国の廃棄物処理施設の撤去費に基づき、規模（面積）を勘案して算定。交付金は、循環型社会形成推進交付金（交付率3分の1）、新ごみ処理施設の起債については、除却債（充当率75%）を活用するものとして算定した。

3 中長期の維持管理費用・財源について

公共施設等の総合マネジメント計画を策定するに当たり、将来にわたる維持管理・更新に係る費用の試算は次のとおりであるが、運営・維持管理については、長期包括的運営管理委託等による積極的な民間活力の導入による維持管理経費の平準化に努め、トータルコストの削減を図りつつ、施設の円滑な維持管理による長寿命化を促進する。

なお、施設の運営・維持管理に係る財源は、組合規約に定める関係市の負担金及びごみ処理・し尿処理手数料等をもって充てる。

また、緊急の故障や事故に備えて設備補修準備基金を設けて、早急に対応できるよう備えるものとする。

【維持管理経費の縮減・平準化の目標】

（単位：百万円）

年 度	し尿処理施設	ごみ処理施設	最終処分場	特 記 事 項
平成27年度	124	108	19	再生処分場整備，新ごみ処理施設整備
平成28年度	124	108	19	再生処分場整備，新ごみ処理施設整備
平成29年度	150	150	20	<u>ごみ処理施設長期包括業務委託開始</u> ， 污泥再生センターオーバーホール
平成30年度	120	150	20	
平成31年度	120	150	20	
平成32年度	120	150	20	
平成33年度	120	150	20	
平成34年度	170	300	20	污泥再生センター10年目オーバーホール，ごみ処理施設5年目オーバーホール

平成35年度	120	150	20	
平成36年度	120	150	20	
平成37年度	120	150	20	
平成38年度	120	150	20	
平成39年度	230	400	20	汚泥再生センター15年目オーバーホール, ごみ処理施設10年目オーバーホール
平成40年度	120	150	20	
平成41年度	120	150	20	

※ 平成29年度からは、新ごみ処理施設稼働に伴い、施設規模、運転時間が長くなるため、維持管理経費は増額となるが、指宿市清掃センター分は無くなることとなる。色付き分は、長期包括的運営管理業務委託により年間経費を平準化。

4 施設ごとの整備・補修計画

プラントメーカーから示された各施設の更新計画期間は次表のとおりであるが、機器類の適切な点検整備を実施することで、極力更新期間が長くなるよう努めるものとする。

そのため、主要機器の長寿命化のための整備項目を定め、その内容を着実に実行していくことで、それぞれの設備、機器の延命化を図る。

なお、長期包括的運営管理業務委託を行っているごみ処理施設（指宿広域クリーンセンター）については、受託者側に計画を提示するとともに、運転管理状況報告検討会を毎月開催し、その中で確認を行うこととする。

(1) ごみ処理施設（指宿広域クリーンセンター）に係る主要機器の更新・整備計画

機 器 名 称	更新計画期間	長寿命化整備項目・内容
受入・供給設備		
計量器	15～20年	UPS蓄電池は定期交換、計量PCは7,8年に一度交換
出入口扉、投入扉	15～20年	パッキンやローラー等の駆動部は定期的交換
ダンピング装置	15～20年	シリンダは定期的に整備
ごみクレーン	15～20年	ワイヤー、ケーブル、作動油は定期的に交換
燃焼設備		
ごみ投入ホッパ・シュート	10～15年	
給じん装置	10～15年	車輪、レールは定期交換
燃焼装置	10～15年	油圧シリンダは定期的に整備
炉駆動用油圧装置	10～15年	作動油、フィルタは定期的に交換
燃焼室本体	15～20年	部分損傷部は適宜補修
助燃油貯留槽	15～20年	
助燃バーナ、再燃バーナ	10～15年	計装品は適宜交換
燃焼ガス冷却設備		
ガス冷却設備	15～20年	ノズルチップは定期交換
噴射水加圧ポンプ	10～15年	パッキンは定期交換、3年に1度分解整備

排ガス処理設備			
	ろ過式集じん器本体	15～20 年	
	ろ過式集じん器フィルタ	7～10 年	フィルタの定期分析実施
	HCL/SO _x 除去装置	15～20 年	定量供給機分解整備5年に1回
	ダイオキシン類除去装置	15～20 年	定量供給機分解整備5年に1回
余熱利用設備			
	温水発生器	15～20 年	定期的に伝熱管を清掃
通風設備			
	押込送風機	15～20 年	分解整備5年に1回
	空気予熱器	15～20 年	伝熱管の清掃，部分補修の実施
	誘引送風機	15～20 年	定期的に分解整備3年に1回
	煙突	15～20 年	
	白煙防止用送風機	15～20 年	定期的に分解整備5年に1回
	白煙防止用空気予熱器	15～20 年	伝熱管の清掃，部分補修の実施
灰出し設備			
	灰冷却装置	15～20 年	定期のコンベヤチェーン交換
	灰搬出装置	15～20 年	定期のコンベヤチェーン交換
	飛灰搬出装置	15～20 年	定期のコンベヤチェーン交換
	混練機	10～15 年	定期のロッドの交換
	灰バンカ，処理物バンカ	15～20 年	
給水設備			
	FRP 製水槽	15～20 年	
	ポンプ類	10～15 年	定期的にパッキンを交換
排水処理設備			
	汚水・排水ポンプ類	10～15 年	定期的にパッキンを交換
	薬品タンク	15～20 年	
	薬品注入ポンプ	10～15 年	定期的にダイヤフラム弁を交換
	ろ過装置	15～20 年	ろ材の定期交換
その他設備			
	雑用空気圧縮機	15～20 年	オイル交換やメカニカルシール交換
リサイクルセンター			
	不燃・粗大ごみ供給コンベヤ	15～20 年	ローラーチェーン交換
	高速回転式破碎機	15～20 年	定期的なハンマの肉盛及び交換，ライナ肉盛
	破碎物搬送コンベヤ(1)	10～15 年	ローラーチェーン交換
	破碎物搬送コンベヤ(2)	10～15 年	ベルト，キャリアローラ定期交換
	磁選機	15～20 年	ベルトの定期交換
	粒度選別機	15～20 年	ベルト，キャリアローラ定期交換
	アルミ選別機	15～20 年	軸受の定期交換

	コンベヤ類	10～15 年	ベルト、キャリアローラ定期交換
	金属プレス機	15～20 年	減肉時ライナの肉盛
	不燃物貯留バンカ	15～20 年	
	サイクロン	15～20 年	薄肉部の補修
	バグフィルタ	15～20 年	
	排風機	15～20 年	
電気設備			
	高圧受電盤	15～20 年	電気設備点検
	開閉器・遮断機	15～20 年	
	変圧器	15～20 年	
	非常用発電設備	15～20 年	
	無停電電源設備	15～20 年	蓄電池の定期交換
計装設備			
	プロセスコントロールステーション	10～15 年	定期の清掃
	ITV 装置	10～15 年	
	大気質測定機器	10～15 年	年 1 回メーカー点検整備
	一般計装品	5～10 年	

(2) し尿処理施設（指宿広域リサイクルセンター）に係る主要機器の更新・整備計画

機 器 名 称	更新整備期間	長寿命化整備項目・内容
受入・貯留設備		
搬入し尿計量装置	2 年	2年ごとに定期検査，次回 H30 年度実施
受入室自動扉	5 年	5年ごとに点検整備，次回 H34 年度実施
し尿汚泥破碎装置	4 年	4年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
浄化槽汚泥破碎装置	4 年	4年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
し尿夾雑物除去装置	5 年	5年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
浄化槽汚泥夾雑物除去装置	4 年	5年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
し尿夾雑物脱水装置	5 年	5年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
浄化槽汚泥夾雑物脱水装置	4 年	4年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
し渣袋詰装置	7 年	7年ごとに整備，次回 H31 年度実施
細砂除去・洗浄装置	7 年	7年ごとに整備，次回 H35 年度実施
脱水し渣移送装置(全般)	10 年	10年ごとに整備，次回 H34 年度実施
生ごみ装置(全般)	8 年	8年ごとに整備，次回 H32 年度実施
細砂除去ポンプ	9 年	9年ごとに整備，次回 H33 年度実施
し尿貯留槽用スカム破碎ポンプ	7 年	7年ごとに実施，次回 H31 年度実施
し尿予備貯留槽用スカム破碎ポンプ	8 年	8年ごとに実施，次回 H32 年度実施
浄化槽汚泥貯留槽用スカム破碎ポンプ	7 年	7年ごとに実施，次回 H31 年度実施
浄化槽汚泥予備貯留槽用スカム破碎ポンプ	8 年	8年ごとに実施，次回 H32 年度実施

水処理設備			
混和槽・凝集槽反応攪拌機		7 年	7年ごとに実施，次回 H31 年度実施
汚泥掻寄機			随時点検整備
第 1 反応槽攪拌機		8 年	8年ごとに整備，次回 H36 年度実施
第 2 反応槽攪拌機		8 年	8年ごとに整備，次回 H35 年度実施
曝気槽攪拌機・曝気装置		8 年	8年ごとに整備，次回 H36 年度実施
循環液移送ポンプ			随時点検整備
熱交換器循環ポンプ			随時点検整備
曝気ブローア	A 機	5 年	5年ごとに整備，次回 H34 年度実施
	B 機	5 年	5年ごとに整備，次回 H33 年度実施
	C 機	5 年	5年ごとに整備，次回 H34 年度実施
洗浄ブローア	A 機	5 年	5年ごとに整備，次回 H34 年度実施
	B 機	5 年	5年ごとに整備，次回 H33 年度実施
	C 機	5 年	5年ごとに整備，次回 H33 年度実施
脱水機	A 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H31 年度実施
	B 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H31 年度実施
	C 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H31 年度実施
	D 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H32 年度実施
	E 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H32 年度実施
	F 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H32 年度実施
	G 機	4 年	4年ごとに整備，次回 H32 年度実施
脱水汚泥移送装置		10 年	10 年ごとに整備，次回 H34 年度実施
堆肥移送装置		10 年	10 年ごとに整備，次回 H34 年度実施
堆肥袋詰装置		6 年	6年ごとに整備，次回 H35 年度実施
ロボットパレタイザ		6 年	6年ごとに整備，次回 H30 年度実施
送風機	A 機	6 年	6年ごとに整備，次回 H30 年度実施
	B 機	7 年	7年ごとに整備，次回 H31 年度実施
	C 機	10 年	10 年ごとに整備，次回 H34 年度実施
堆肥化コンプレッサ		3 年	3年ごとに整備，次回 H30 年度実施
計装用コンプレッサ		5 年	5年ごとに整備，次回 H32 年度実施
計装用エアドライヤー		6 年	6 年ごとに整備，次回 H30 年度実施
脱臭設備			
臭気ファン		6 年	6年ごとに実施，次回 H35 年度実施
生物脱臭塔循環ポンプ			随時点検整備
薬液脱臭塔循環ポンプ			随時点検整備
中央監視室・一般機器・車両			
計量用パソコン		6 年	6年ごとに更新，次回 H33 年度更新
計量用パソコンハードディスク		6 年	6年ごとに更新，次回 H33 年度更新

データ用パソコン	B 機	6 年	6年ごとに更新，次回 H31 年度更新
データ用ハードディスク	B 機	6 年	6年ごとに更新，次回 H31 年度更新
警報用パソコン		6 年	6年ごとに更新，次回 H32 年度更新
警報用パソコンハードディスク		6 年	6年ごとに更新，次回 H32 年度更新
データ用パソコン	A 機	6 年	6年ごとに更新，次回 H30 年度更新
データ用パソコンハードディスク	B 機	6 年	6年ごとに更新，次回 H30 年度更新
モニター用パソコン		6 年	6年ごとに更新，次回 H31 年度更新
モニター用パソコンハードディスク		6 年	6年ごとに更新，次回 H31 年度更新
自家発電機			随時点検整備
椅子式昇降機		1 年	毎年度点検整備
2トンダンプ		1 年	毎年度点検整備
フォークリフト		1 年	毎年度点検整備
タイヤショベル		1 年	毎年度点検整備

(3) 管理型最終処分場に係る主要機器の更新・整備計画

機 器 名 称	更新整備期間	長寿命化整備項目・内容
最終処分場		
増設処分場原水ポンプ	5 年	5 年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
増設処分場ガス濃度監視システム	—	作動常時監視，適宜更新
再生処分場原水ポンプ	5 年	5 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
浸出水処理設備		
調整槽ポンプ	6 年	6 年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
雑排水ポンプ	6 年	6 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
調整槽返送ポンプ	6 年	6 年ごとに修繕，次回 H33 年度実施
反応槽攪拌機	5 年	5 年ごとに整備，次回 H34 年度実施
混和槽攪拌機	5 年	5 年ごとに整備，次回 H34 年度実施
凝集沈殿槽掻寄機	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H35 年度実施
凝集沈殿汚泥引抜ポンプ	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
膜分離汚泥引抜ポンプ	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H35 年度実施
換気装置	5 年	10 年ごとに修繕，次回 H35 年度実施
曝気ブロウ	7 年	7 年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
膜洗浄ブロウ	7 年	7 年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
調整槽攪拌機	7 年	7 年ごとに修繕，次回 H36 年度実施
凝集膜装置	6 年	随時点検清掃，適宜交換
凝集膜分離原水ポンプ	8 年	8 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
脱窒槽攪拌機	/6 年	6 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
活性炭原水ポンプ	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H35 年度実施

	放流ポンプ	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H35 年度実施
	逆流ポンプ	8 年	8 年ごとに修繕，次回 H33 年度実施
	濃縮汚泥ポンプ	8 年	8 年ごとに修繕，次回 H33 年度実施
	汚泥貯留槽攪拌機	4 年	4 年ごとに修繕，次回 H33 年度実施
	汚泥供給ポンプ	9 年	9 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
	脱水機	5 年	5 年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
	薬品用攪拌機	6 年	6 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
	ポリマー用攪拌機	6 年	8 年ごとに修繕，次回 H31 年度実施
	炭酸ソーダ溶解装置	5 年	5 年ごとに修繕，次回 H34 年度実施
	薬注ポンプ(電磁)	7 年	7 年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
	脱水助剤注入ポンプ	7 年	7 年ごとに修繕，次回 H32 年度実施
	給水ユニット	7 年	7 年ごとに修繕，次回 H36 年度実施
	モニター用パソコン	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
	データログ	10 年	10 年ごとに修繕，次回 H30 年度実施
	監視カメラモニター	7 年	7 年ごとに更新，次回 H30 年度実施
車両			
	軽トラック	各年	各年年ごとに点検整備，次回 H30 年度実施
	ミニショベル	毎年	毎年度点検整備，次回 H30 年度実施
	タイヤショベル	毎年	毎年度点検整備，次回 H30 年度実施
	タイヤショベルバケット	10 年	10 年ごとに修繕又は更新，次回 H39 年度実施



〒891-0604

鹿児島県指宿市開聞仙田 711-4

指宿広域市町村圏組合

☎0993-26-2114

<http://ibusukikouiki.com/>

※ マークは日本百名山の「開聞岳」と打ち寄せる南シナ海の白波、九州最大の湖である「池田湖」を表現しています。